

---

# 平成30年 第3回定例会

## 代表質問 秋成 靖議員

平成30年 9月13日

---

### ▶質問

大田区議会公明党の秋成 靖です。会派を代表して質問をさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

本年、日本列島は多くの災害に見舞われました。6月18日に発生した大阪北部地震では、小学校のプール沿いのブロック塀が倒れ、登校途中の小学生が下敷きになり亡くられました。建築基準法施行令の基準を超えていたにもかかわらず、市の教育委員会の職員が簡易検査を行い、問題なしと判断していた箇所の倒壊でした。また、6月から7月にかけて発生した平成30年7月豪雨では、西日本を中心に河川の氾濫や堤防の決壊による浸水被害や土砂災害が相次いで発生し、県によっては戦後最悪の風水害被害となり、各地で甚大な被害がもたらされました。そして、9月4日、25年ぶりに非常に強い勢力のまま上陸した台風21号は、気象庁が記録的短時間大雨情報を発表し、関西国際空港では高潮による冠水被害のため空港機能が閉鎖、数千人の利用者が長期にわたり孤立状態に陥りました。続けて、9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、北海道では初めての震度7を記録し、広い範囲での土砂崩れの被害が発生しました。さらには、火力発電所の緊急停止により道内全域がブラックアウトの状態となり、大規模停電に陥りました。断続して発生した大規模災害によりお亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈り申し上げます。また、被災された方々にお見舞いを申し上げるとともに、被災地の一日も早い復旧と復興をお祈り申し上げます。

同時に私たちは、この大田区にも迫り来る大きな災害に対して、これまでの災害から学び、防災・減災の備えを進めていかななくてはなりません。そのような中、大田区において、6月19日より早急に取り組んでいただきました区立学校と区施設のブロック塀等の緊急点検、そして、9月1日から開始いただいたブロック塀等改修工事・助成事業等につきましては、区民の皆様の命を守るための事業として高く評価いたします。

さて、日本総合研究所発表の「2018年8月 日本経済展望」によると、国内企業の傾向

として、設備投資の部門では、人材不足の深刻化や生産設備の老朽化を背景に、省電力投資や設備更新への投資が堅調に見られ、加えて、A I や自動運転などの新技術に対応するための研究開発投資が積極化していることから、景気は回復傾向にあるとしています。こうした設備更新の動きとともに、人件費の拡大への取り組みを進める中、賃金の上昇ペースが高まり、家計、個人ともに消費について、徐々に明るさが出てくる見込みだと発表されています。

こうした国内経済の動向を勘案しつつ、大田区では「暮らしてよし、訪れてよし、地域力あふれる 国際都市おおた」の実現を目指し、一般会計2618億5000万円余、前年度比約45億円、1.7%増の過去最大規模となった平成29年度予算を執行してまいりました。大田区の平成29年度は、保育園待機児童解消に向けた対策の強化や、全小中学校のI C T環境整備、また、全国初の大都市モデルとした大田区元気シニア・プロジェクトを中心に、高齢者がいきいきと活躍できる環境づくりを推進、また、喫緊の課題である防災・減災に資する施策や、区内産業のさらなる振興策など、多様な課題解決に向けた取り組みを進めてまいりました。さらに、いよいよ具体性を増してきた羽田空港跡地第1ゾーンの開発を契機に、新空港線の整備や、J R 蒲田駅・大森駅前整備事業の進捗が見られた年度となりました。

債権管理の適正化に関連して、特別区民税の29年度収入済額は、現年分と滞納繰越分を合わせて685億3521万円、前年度比9億8537万円、1.46%の増となり、対調定収入率は98.25%で、0.65ポイント上昇しました。また、収入未済額については5億9055万円、前年度比6250万円、9.57%減と4年連続で大幅に減少し、対調定収入率は99.15%で、0.11ポイント増となりました。さらに、滞納繰越分の収入未済額は4億4392万円、前年度比3億726円、40.90%と5年連続前年度比20%以上の減少、対調定収入率は54.92%で、5.67ポイント増となりました。このように、現年分と滞納繰越分の対調定収入率が年々改善され、収入未済額が減少していることは、収納対策の強化に取り組まれた結果として高く評価いたします。

初めに、平成29年度決算についてお伺いします。大田区基本計画「おおた未来プラン10年（後期）」では、プランに掲げる目指す姿の実現度を図るため、目安として「モノサシ指標」が示されております。まず、平成29年度決算に当たり、「モノサシ指標」の分析や未来プランの進捗状況などをもとに、区長の評価をお伺いします。

平成29年度一般会計決算では、収入総額2556億5385万円、歳出総額2454億5524万円で、歳入歳出差引額は101億9861万円の黒字、翌年度への繰越額を除く実質収支額は96億4047万円となりました。この決算状況から普通会計に置きかえて財政指標を読み取ると、実質収

支比率は前年の28年度3.9%から6.1%と2.2ポイントの増となっており、平成27年度と同水準の数値となりました。また、財政構造の弾力性をはかる経常収支比率は83.1%と、前年度の81.1%から2.0ポイント上昇しました。このような実質収支比率及び経常収支比率の状況を鑑み、大田区の財政状況をどのように評価しているか、区長の見解をお伺いします。

次いで、不用額の現状についてお伺いします。平成29年度の不用額は147億6252万円で、前年度比45億1511万円、44.06%の増となっています。不用額が大きな主な款は福祉費、総務費、土木費等であります。しかし、的確な事業運営や不必要となった支出の削減などを考慮すると、不用額が大きいことを一概に問うことは難しいと考えます。区民満足度向上のために限られた財源を有効的に活用するという観点、また今後、大きな財政負担となってくるであろう公共施設整備事業や社会保障費の増加に対する備えとしても、この不用額についてはより一層の改革が必要と考えますが、区長の見解をお伺いします。

大田区実施計画では、大田区財政は現状において健全性を維持しているとしつつも、待機児童対策、超高齢化社会への備え、公共施設の機能更新など、今後想定される膨大な財政需要を勘案すると楽観視はできないと示されております。また、今年のような災害にも匹敵する酷暑の際には、事業の選択と見直しにより確保した財源を区民ニーズに対応するべく、より効果の高い事業へと再分配を検討する必要があると感じます。さらには、各事業に対する集中と選択を詳細にわたり検証することや、積極的な自主財源の確保など、今後の大田区財政の安定に寄与するよう着実に取り組んでいただきたいと要望し、次の質問へと移ります。

次に、体育館における空調の整備についてお伺いします。

近年、異常気象や記録的な猛暑が頻繁に発生し、もはや異常な気象が常態化していると言っても過言ではない状況となっております。埼玉県熊谷市では史上最高の41.1度を記録し、東日本で見ても7月の平均気温は平年を2.8度上回り、1964年の統計開始以来、最も高いものとなりました。また、消防庁のデータによりますと、今年4月30日から9月9日までに熱中症で搬送された方の数は9万3199人で、このうち、157人の方がお亡くなりになられております。

本区では、区内小中学校において、平成16年から18年にかけて、普通教室、特別教室について空調設備の設置が完了しております。しかしながら、体育館においては現在も空調が設置されておられません。全国的に見ても、体育の授業や部活動、集会等で熱中症になる子どもたちが後を絶ちません。本年7月、都内のある高校の体育館で実施された集会の際に、25人の生徒が熱中症の症状を訴え、約10人が搬送される事態も発生し、東京都教育委員会は、エアコンがない体育館では終業式を控え、空調が効く教室などで実施するよ

う都立高校に通知が出されるといった動きも出てきております。

子どもたちによりよい教育環境を提供することは区の使命でございます。と同時に、区立小中学校の体育館は、災害時には避難所としても機能を果たすものであり、東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨災害等でも避難拠点の空調の不備が大きな課題となりました。避難生活は長期間に及ぶことが予想され、もはや空調機がない状況では避難所機能の役割を実質的に果たすことができない状況であるとも言えます。例えば、練馬区では本年、今後10年をかけ、全小中学校の空調設備を設置していく方針が打ち出されております。文京区でもスポット型の空調機が既に全校で整備されたと把握しております。本区でも喫緊の課題として、早急にこの判断を行っていただきたいと強く要望いたします。

そこでお伺いしますが、現在、校舎の建て替え計画が年2校のペースで進められておりますけれども、既に建て替えが行われた東六郷小学校、志茂田中学校では、地中熱を利用する仕組みの空調設備が設置されたと認識しております。そのことから、一定の空調機器の設置が必要であるとの見解は、区としても既に判断が行われているものと認識しております。今後、建て替えが行われる学校体育館の空調についても、全校で整備がなされるよう仕様書に明記することを要望いたしますが、区長の所見をお聞かせください。

一方で、建て替えの計画がない学校においても、その必要性については同様でございます。今年度、スポット型の空調機が調布大塚小学校、大森第一中学校の2校で試験的に設置されたと認識しております。運用間もない状況ではありますが、その効果をどのように評価したのかとともに、今後、既存校においても空調整備を全体的に広げていくべきと考えます。また、体育館で練習をしている部活動においては、大会の記録や活動の成果については入試の結果にも大きく影響してくることからも、今こそ区全体の課題として取り組んでいくことと捉えますが、区長の所見をお聞かせください。

また、規模が大きな施設での空調設備については、様々な様式がある中で、初期投資の問題、断熱性を改善した上での空調効率や発電効率の向上、災害時における電源供給方法なども考慮し、機器をどのように選定していくかも重要な判断が求められます。早期に関係機関と協議し、商品の調達や工期の調整など、適する機器の選定についても方向性が出せるよう、ご検討いただきたいと思っております。

あわせて、文化センター等の体育施設においても状況は同様であり、この点についても、会派としても何度も提案させていただいておりますが、この機会に改めて協議を進めていただきたいとの要望を申し添えておきます。

続いて、防災・減災の取り組みについてお伺いします。

平成26年8月豪雨による広島土砂災害、平成29年九州北部豪雨による浸水被害と土砂災

害、本年7月の西日本豪雨、9月の台風21号の被害など、大規模な水害や土砂災害が日本各地で起こるたびに、激甚化する気象災害への備えと発生時の対応を待ったなしで進めていく必要性を切に感じます。

昨年10月23日、台風21号の影響で多摩川が増水し、中州に取り残された方々を東京消防庁のヘリコプターで救助する映像がテレビで放映された際にも、多摩川の近辺に住まわれる方から、「川が増水しているが避難する必要はあるのか」、「どこへ避難すればよいのか」というお問い合わせをいただきました。日ごろ、行政が発信する防災情報をいかに浸透させるか、また、緊急で発信する防災・減災情報をわかりやすく伝えることの重要性、そして、行政から情報を受ける私たち区民がそれらを的確に捉え、早め早めの行動からみずからの命をいかに守っていくのかということについて改めて考える機会となりました。

環境防災総合政策研究機構、環境・防災研究所の松尾一郎副所長は、新たな水害多発時代に備え、「タイムライン防災」で命を守ることにについて提唱しています。台風の時期に備えた先を見越して早めの対応をとることを促しています。「タイムライン」とは、台風など、あらかじめ予測できる災害に対して、行政や自治会などが、いつ、誰が、何をするかを整理しておく仕組みです。2012年にアメリカを襲ったハリケーンの際、被害を軽減したことで注目され、日本でも多くの自治体がつくるようになりました。国交省も、「タイムラインがあれば、首長が判断に迷うことなく、被害の最小化に有効」とコメントしています。また、住んでいる場所や家族構成、年齢などによって災害対策が異なることから、みずからの行動計画を時系列で定めておく「マイ・タイムライン」をつくる動きも出始めています。

お伺いします。激甚化する気象災害に対し、過去に経験したことがない大雨などに備えるため、大田区における「タイムライン」を活用した防災・減災の取り組みが有効と考えますが、区長の所見をお聞かせください。

愛媛県大洲市三善地区では、「わたしの避難行動」として、「災害・避難カード」を作成しながら、私たち大田区でも作成している「防災マップ」の中に、水から避難する場所はどこか、土砂から避難する場所はどこかと、各家庭における災害別に異なる避難場所、避難するルートなどを記入できるようつくられています。さらに、災害時に気にかける人は誰なのか、その人と一緒に避難する際の留意点は何かなど、互いの顔が見える形での共助、近く助ける近助にまで及んでいます。

本年の7月豪雨においては、手書きのハザードマップ「わたしの避難行動、災害・避難カード」を活用した三善地区では、一人の犠牲者も出さなかった地域として報道がされておりました。

お伺いします。行政から防災訓練や区報などを通して日ごろから意識づけいただいている一時集合場所、避難所、避難場所について、区民の皆さんと接する中で、まだまだ浸透していないと感じる場面が多々あります。どのように調べたらよいかもわからない区民の皆様が数多くおられる現在、住所を入力すれば避難する場所が検索することのできるシステム導入による、手書きハザードマップを使った、向こう三軒両隣、顔の見える共助・近助の取り組みをさらに推進することで、災害からの被害を最小限にとめることができると考えます。区長の見解をお聞かせください。

現在、大田区内において、震災に対応するための橋梁工事や道路の拡幅事業に伴う工事を進めていただいております。その際、産業道路の呑川新橋周辺や第一京浜道路の環状8号線周辺などでは、工事の途中であるとはいえ、人や自転車が双方に1人ずつすれ違ってもやっとという状況の歩道が散見されます。東京都東部の江東5区が公表した最大規模の洪水を想定したハザードマップと住民の避難計画では、高速道路を徒歩での避難用で開放するなどの計画も含まれています。地元の自治体と都や国が連携して、それぞれの枠を超えたすばらしい計画であると感じます。

7年前の東日本大震災のときに、国道や都道などの幹線道路は車両の流れがとまり、多くの歩行帰宅者が歩道を埋め尽くしました。その状況を考えると、先に挙げたような狭くなった歩道部分について、混乱を避けるため、大田区は国や東京都とも連携をしながら、区内の同じような細い歩道がどこに点在するかチェックをかけながら対策を講じる必要があると考えます。区長の見解をお伺いします。

続きまして、人権の視点から捉えたLGBTに関連する取り組みについてお伺いします。

オリンピック・パラリンピック東京大会まで約2年となりました。国際オリンピック委員会（IOC）は、オリンピズムの根本原則や規則などを成文化した規約「オリンピック憲章」を定めています。スポーツを通じて、友情、連帯、フェアプレーの精神を培いながら、相互に理解し合うことを目指すオリンピックムーブメントの組織、活動、運用の基準となっており、大会の開催条件を定めるものでもあります。この中の「オリンピズムの根本原則」には、「オリンピック憲章の定める権利及び自由は、人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」とあります。

本年5月11日、東京都知事は記者会見の中で、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例の制定に向けた新たな人権課題にも光を当てるとして、1 LGBT等の性的マイノリティを理由とする差別のない東京の実現、2 ヘイトスピーチの

ない東京の実現の二つを柱とする考え方を明らかにしました。東京2020大会後を見据えて首都東京が条例で宣言することで、ホストシティにふさわしいダイバーシティを実現しようとするものであります。条例議案は、今月開催されている都議会第3回定例会に上程されています。差別解消の推進とともに、啓発及び教育の推進がセットで条例に規定されており、基本計画の策定と市区町村との協力体制についても盛り込まれております。

また、本年、第2回定例会以降、首都圏を中心に多くの自治体へパートナーシップ制度の導入を求める請願・陳情が提出されています。多様な性を生きる市民に対する偏見や差別を解消し、性的マイノリティを排除しない社会への転換を進めていただきたいという願いからの働きかけと伺います。昨年6月、大田区第2回定例会において、我が会派、勝亦聡議員が代表質問の中で、自治体として初めて国際都市を宣言した大田区において、LGBTに関連して多様な文化を分かち合い、互いの個性を認め、誰もが活躍できる笑顔あふれるまちにするために、区としての取り組みについて質問しました。その際、区長からは、職員向けの研修を実施していることをご報告いただきながら、今後も差別や偏見なく、個人として尊重される社会の実現に向けた取り組みを進めていく旨、ご答弁いただきました。

また、教育現場での対応として、全国的に心と体の性が異なるトランスジェンダーなど性的少数者に対してのいじめの事例が多いことを通しながら、大田区の学校現場ではどのような配慮を行っているのか、また、LGBTに対して教職員の理解度を深めるための取り組みについて質問した際、教育長からは、引き続き人権教育の中でLGBTに触れていくこと、日ごろから子どもの様子を注意深く見守ることにより、LGBTに起因するものも含めたいじめの未然防止や早期発見、早期解決に取り組んでいく旨、ご答弁いただきました。

お伺いします。昨年この質問から1年が経過する中で、教育現場での取り組みはどのように進めていただいておりますでしょうか。

宝塚大学の日高庸晴教授が2年前に全国規模で行った調査の結果、不登校率で見たときに、通常が3%、多い場合には5%の中、LGBT当事者で見た場合、17から57%と高い割合の結果が出ています。この調査では、自傷行為や自殺に対する意識でも高い割合での結果が出ております。学校現場において、LGBTに正面から取り組むことは、不登校対策としてだけでなく、子どもたちの命を守ることにもつながっていきます。

平成27年4月に文部科学省は、全国の教育委員会に対し、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の中で、「教育委員会等による支援について」として、教職員らによるサポートチームを設置することなどを通知しましたが、私たち大田区の取り組みはどのような状況でしょうか。LGBTに関連して悩む子どもたちの

登校しやすい環境づくり、不登校に陥ってしまった子どもたちがもとに戻れるきっかけづくりのため、どのように動いてくださっているのでしょうか。

自分の話を聞いてくれる人がいるだけで、学校の中に自分が安心できる場所があることにつながります。今の自分を認めてくれる誰かが1人いることで、尊い命を粗末に扱うことがなくなるのです。先に伺ったこれまでの教育現場の進捗とともに、これからの展望についてもお聞かせいただけたらと思います。

この夏、多くの社会的立場にある方の発言により、LGBTの認識が社会へと大きく広まりました。7月23日には、札幌や横浜をはじめとする全国指定都市20の市長会がLGBTの取り組み強化の要請を内閣府へ提出しました。世界との玄関口でもある羽田空港を抱え、国際都市をうたう私たち大田区においては、LGBTに関することを重要な人権課題として捉え、区民に向けての周知・啓発を積極的に進めていく段階に入ったと感じます。区長の見解をお伺いします。

さらには、今後、相談体制が整備されたときに、職場や社会生活の中で問題があった際に、「LGBTでお悩みですか。大変ですね。」と心情に寄り添うだけの対応で終わらせないためにも、区としての一定の指標をつくることを要望します。また、人権・男女平等推進課に取り組みを全て任せるのではなく、区全体の課題として、各部署でできること、やるべきことは何かと考えていく必要があると考えます。区の施策によって、一日でも早くLGBTの皆さんがさらに安心して生活できる環境が整うことを願い、次の質問へ移ります。

大田区は、平成27年度から30年度の4か年を計画期間とする新大田区経営改革推進プランを策定し、職員一人ひとりが経営的視点を持ち、行政コストの削減を目的とした量的改革だけではなく、区民ニーズを的確に把握し、サービスの質を向上させる質的改革を推進してまいりました。このプランに基づき、主に行政評価制度の再構築、区政情報発信の充実、補助金制度の見直し、働き方改革への取り組み、外郭団体等のあり方検討の五つについて取り組んでおりますが、この中の働き方改革への取り組み、スマートワークについてお伺いします。

区では、平成29年2月より、スマートワークをキーワードに職員の勤務環境の改善・改革に取り組んできております。そのような中、職員向けの意識調査によれば、スマートワークの意味を知り、平日20時、水曜18時までの退庁を心がけている職員が約9割に上ると伺います。さらには、退庁しやすい雰囲気になったと感じる職員が6割にも上ることは職場環境の大きな改善であると感じられます。しかし、日々の20時退庁や水曜日のノー残業デーを強調することにより、見えないところで時間外勤務をせざるを得ない職員が存在



するのではないでしょうか。

「区役所全体で業務改善運動が組織的かつ継続的に展開され、サービス向上につながることを期待する」との監査意見がございましたが、スマートワーク宣言の冒頭にもうたわれた区民サービスの向上、区民満足度の向上へとどのようにつなげることができたのでしょうか。1年を通じてスマートワークに全庁的に取り組んできた実績に対する評価について、区長の見解をお伺いします。

大田区では、平成18年2月の「大田区メンタルヘルス・トータルプラン」、平成24年3月には「心の健康づくり計画」を策定し、メンタルヘルス対策を実施してきました。中でも、メンタルヘルスへの具体的な対応として、1 予防対策の強化、2 早期の発見と対応、3 職場復帰に向けての支援と再発予防の徹底という中において、重要な役割が課せられているメンタルヘルス推進員については数を増やしてほしいという声を伺います。さらには、病欠中の職員がいる職場における共倒れを防ぐ手だてを求める切実な声も寄せられています。

そこでお伺いします。区ではこれまでも様々なメンタルヘルス対策を講じていただいております。その上で、メンタルヘルスに対しての早期からの気づきの啓発や相談体制の充実について、今後どのように取り組まれていかれるのか、区長のお考えをお示し願います。

大田区がスマートワーク宣言を開始してから約1年と半年が経過しました。ワーク・ライフ・バランスの実現を目指しながら、働き方改革の大きな一歩を踏み出したところであると感じます。そのような中で、人事評価制度の見直しや、行政内部での働き方改革のノウハウを活かしながら、区内の一般企業に向けての周知・啓発など、新たな施策の可能性にも及んでいると捉えております。区役所でのスマートワークの課題とこれからの見通しについて、並びに区役所の中での1年半にわたり進めてこられたノウハウを活かしながらの一般企業との連携について区長の見解をお伺いします。

続いて、ユニバーサルな視点での環境整備についてお伺いします。

初めに、蒲田駅前、大森駅前の整備に伴うタクシーの車椅子利用者専用乗り場の整備についてです。現在、大田区は、大森駅周辺地区グランドデザイン、蒲田駅周辺再編プロジェクトに基づき、大森・蒲田両駅駅前広場の再整備を進めていただいているところです。地域の声も反映をしながら、大きく変わっていく駅前のイメージ図を拝見したときに、快適な駅前空間を利用されている区民の皆さんの姿を想像しながら、大田区の未来の姿に大きな期待を寄せるものであります。

東京都は、東京オリンピック・パラリンピック大会の開催に向けて、足腰の悪い高齢者や身体の不自由な方、車椅子利用者など、誰もが利用しやすく環境性能も高いユニバーサ

ルデザインタクシーの普及促進として、平成28年度から予算がつきました。都内でわずか53台であったUDタクシーが、この夏の段階で1200台の申請を超えたところと伺います。さらに、小池都知事からは、2020年までに1万台の普及を目指すと発表があったところで、しかし、このUDタクシーの利用については、必要とする方々が、一般の方たちと乗り場が混在のため、ご自身の1人前の方に乗られてしまったというお話も伺います。

日本の代表たる観光地、京都駅では、UDタクシー専用乗り場を整備し、必要とする方々が必要なときに快適に乗車できる体制が組まれております。さらに、私たち大田区の羽田空港においても、国際線タクシー乗り場において、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、全ての利用者が利用しやすい環境整備の一環として、UDタクシー、ワゴンタクシーが待機する専用レーンを設置し、入構を促進しています。

お伺いします。現在、大田区内においても、昨年末ぐらいから方々で散見するようになったUDタクシーについて、駅においては必要とする方々が利用しづらい環境であります。UDタクシーの分母が増えていくとはいえ、身体の様々な事由から必要とする方に利用していただくため、区が進めている駅前などの整備の中で、まずは蒲田駅東口の整備計画からUDタクシー専用の乗り場を計画の中に盛り込んでいく必要があると考えますが、区長のお考えをお聞かせください。

続きまして、同じく車椅子に関連して申し上げます。車椅子を利用されている方より、国内や海外へ旅行に行った際、車椅子が故障してしまい、その後、移動手段を失ってしまったため、地元に戻ってくるしかなかったという経験を伺いました。飛行機に乗せて故障してしまった際は、空港からそのままUターンということもあり得ること、また、車椅子を使用されている方の多くが同じ経験を少なからずお持ちであることをお聞きしました。国内のある旅行会社では、旅の不安や不便を感じている方々にも旅の感動を味わえる旅行環境を目指すとして、ユニバーサルツーリズムデスクを設け、車椅子の貸し出しを行っているそうですが、これは事前申し込みが必要で、突如の故障への対応は難しいようです。

このたび、羽田空港へ足を運び、第一・第二ターミナルの複数の航空会社の相談サポート窓口のスタッフ及び羽田空港ビルディング株式会社のエアポート・コンシェルジュの方から状況を聞いてまいりました。現状では、航空機運搬時の故障について、場合によっては免責の対象にもなり得るけれども、航空会社が貸し出す車椅子は空港敷地内のみの使用で、空港の外で使うことはできないとのことでした。楽しみにしていた旅はそこで中断せざるを得ない状況となってしまいます。

これまで述べたことから、肢体不自由の方などの車椅子を利用される皆さんの足としての機能確保のため、大田区のものづくりの技術を活かしながらの修理の対応について、東

京オリンピック・パラリンピック大会に向けて検討が始められないでしょうか。

エアポート・コンシェルジュの方による空港内に設けられた修理ブースへのご案内、または修理対応ができる区内の町工場へのご案内などを考えます。修理に時間を要する場合や修理が困難な場合もあるかと思いますので、車椅子事業者との連携も視野に入れながら、各航空会社、羽田空港ビルディング株式会社、そして国土交通省とも協議をしながら、可能性についての検討をお願いいたします。

パラリンピック大会では、車椅子を使用する選手や観光客が海外から数多く来られます。その皆さんをお迎えするおもてなしの視点と、世界に対しての大田区のものづくり技術の発信、さらには羽田空港のゲートウェイとしての機能強化にもつながる取り組みとして、前向きなご検討について要望をし、次の質問へ移ります。

最後に、区内の子どもたちの食の安全という観点からの質問です。

大田区において、児童館を中心として行われてきた学童保育は、平成27年度より放課後ひろばとして多くの小学校にて事業を開始しております。放課後ひろばの学童保育では、児童に対しておやつが提供されておりますが、現状では、区と委託事業者との間でどのような取り決めが交わされているのでしょうか。

保育園では専用の厨房を持ち、おやつについても調理を行って提供する場合もあることから、厳格な基準があると聞いています。放課後ひろばの学童保育においては、市販のおやつを提供していることから、保育園とは条件が異なっていると捉えますが、提供するお菓子の賞味期限の管理や提供の際の手順、食器の管理などについて、衛生面での配慮が安全なおよつ提供に不可欠であると考えます。

そこでお伺いします。大田区から放課後ひろばの事業運営を受託した事業者が、限られた委託費の中で何を切り詰めるかとなったときに、子どもたちの身体に入るおやつなどの食物や飲料などにしわ寄せが及ぶことのないよう、衛生上問題のある状態の食器や容器などで子どもたちへの食物や飲料が提供されることがないよう、厳格な基準や取り決めが必要であると感じます。区長の見解をお伺いいたします。

以上で、区議会公明党の代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## <回答>

### ▶松原 区長

秋成議員の代表質問に順次お答えしてまいりたいと思います。

まず、「おおた未来プラン10年（後期）」の評価に関するご質問でございますが、平成29年3月に、未来プランの実効性をより高めることを目的として策定しました「大田区実施計画」のもと、平成29年度はより一層効果的・効率的な施策の推進を図ったところでございます。毎年度実施しております未来プランの進捗状況判定において、平成29年度につきましては、全386の取り組みのうち、計画どおり、または計画を上回る進捗があった取り組みが約97%を占めております。平成29年度の決算ベースでの未来プラン事業費につきましては約577億6000万円で、前期、後期を通じて最多となっております。

施策の進捗に関する評価につきましては、まず、一つの目安であるモノサシ指標を見ますと、未来プラン（後期）策定時と29年度末時点の実績数値を比較した場合、約4分の3の数値が上昇、改善しております。また、モノサシ指標の全85の目標数値のうち、3分の1強に当たる30の数値が29年度末時点で目標に達しております。このうち、自治会・町会における要配慮者支援組織の設置率、学校防災活動拠点校整備数、街頭防犯カメラ整備するなど五つの指標の数値が平成29年度中に新たに目標を達成しました。地域との連携はこれらの取り組みの原動力であり、区政の推進力である地域力が確実に向上しているものと考えております。未来プラン全体の評価といたしましては、目指す姿の実現に向けて着実に取り組みが進んでいるものと考えます。今年度も未来プランのもと、さらなる取り組みの強化を図り、成果を確実なものとしてまいります。

次に、実質収支比率及び経常収支比率の状況を踏まえた財政状況の評価に関するご質問でございますが、まず、実質収支比率につきましては、平成29年度決算は、前年度に比べ待機児童対策等により扶助費が増となったものの、特別区税や各種交付金、都支出金が増となった結果、実質収支額が増額し、実質収支比率は前年度に対して2.2ポイント増の6.1%となりました。実質収支比率は、一般的には3から5%が適正範囲と言われておりますが財政規模に応じて収支変動の振れ幅が大きくなることから、平成29年度における区の比率は適正な水準にあるものと認識をしております。

次に、経常収支比率につきましては、歳入において、納税義務者の増加に伴い特別区民税が増となった一方で、歳出において、待機児童対策経費が大きく伸びたことに伴い扶助費が増となった結果、経常収支比率は、前年度に対して2.0ポイント増の83.1%となりました。区では、おおた未来プランにおいて、経常収支比率の目標を「80%台の維持」と掲

げており、現状においては適正な範囲内であると考えております。中長期的な将来を見据えますと、待機児童対策や超高齢化社会への備え、公共施設の更新など対応すべき行政課題が山積をしております。こうした諸課題にも的確かつ柔軟に対応していけるように、今後も健全な財政運営を推進してまいります。

次に、不用額についてのご質問でございますが、各年度の歳入歳出予算につきましては国や他団体の状況、社会経済状況等を考慮し、区民福祉の向上のために、最小の経費で最大の効果を上げるよう適切に見積もりをしたうえで、予算編成をしているところです。平成29年度予算では、四つの重点課題を設定し、特に優先的に予算を配分し、各種事業を推進してまいりました。また、年度途中においても、状況の変化に速やかに対応するため補正予算を計上し、災害復旧対応や待機児童対策など、区政を取り巻く諸課題に積極的に取り組んでまいりました。

一方で、生活保護費につきましては、約17億円の不用額が発生するなど、既定予算の確定後の見込みが困難な事業も存在すると考えております。そのほかにも、各事業における執行努力の結果により減となったものや、契約差金などにより不用額が一定程度発生するものと認識しております。今回の決算を踏まえ、財政部門と各部局における情報共有を密にして、不用額の実態把握に努めるとともに、年度途中における決算見込みの分析を深化させながら、将来の行政需要に備え、基金への積み増しをするなど、今後も適切な執行管理に努めてまいりたいと思います。

次に、学校体育館の空調整備に関するご質問でございますが、今年は梅雨明けが平年より22日早く、特に7月中旬以降は記録的な高温が続く酷暑となりました。地球温暖化の影響や都市部におけるヒートアイランド現象などによる近年の夏の暑さは、昔、我々が子どもだったころとは質の異なる暑さで、今後も続くものと思われまます。

議員お話しのように、学校体育館は、体育の授業や部活動、学校行事のほかに、災害時の避難所として位置づけられており、特に近年の台風の大型化やゲリラ豪雨による水害の危険度が増す中で、夏場における避難所機能の強化の観点でも、これまで以上に学校体育館の暑さ対策が必要であると考えております。今回、東六郷小学校と志茂田中学校の改築校において、外気より夏場は低く、冬場は高い地熱を利用した空調設備を試験的に導入するほか、改築計画が予定されていない調布大塚小学校と大森第一中学校には、冷気を大型のファンで噴き出すスポット型の空調整備を設置いたしました。体育館の空調化には、設置費や維持管理コストのほか、建物の構造上の空調効率などの課題があります。これらを踏まえ、試験導入した効果を改築校、既存校に分けて検証するとともに、検証結果に基づいた整備の考え方を整理して、改築や増築の際の標準仕様に反映するよう検討してまいり

ます。

次に、タイムライン防災についてのご質問でございますが、国は、台風等に伴う大規模な洪水や高潮による被害を最小化することを目的として、平成28年に災害発生前に関係機関がとるべき行動を時系列であらわした防災行動計画「タイムライン」の策定・活用指針を示しました。台風や津波などの災害発生までに時間を要する進行型災害には「タイムライン」の活用は特に有効であると言われております。

区では、国の動向に注視し、平成26年に国土交通省京浜河川事務所と連携し、超大型台風や集中豪雨、雷・竜巻災害発生時における区の水防体制及び区民の情報収集や避難行動などを時系列に取りまとめたタイムラインを策定しております。区民一人ひとりの身体状況や居住環境、家族構成の違いにより、避難を開始すべき時期や避難経路、避難方法などには違いがあるものと認識をしております。このことから、区民が実情に合わせた個別のタイムラインを作成し、災害発生前にとる行動を準備しておくことは、被害を最小限にするためにも重要なことと考えております。今後、「タイムライン」を減災防災のツールの一つとして活用できるよう取り組んでまいります。

次に、防災情報発信についてのご質問ですが、区では、区主催の総合防災訓練、自治会・町会が主体となる地域の防災訓練、学校防災活動拠点の訓練を通じて、地域力を活かした共助の推進に取り組んでおります。災害時、地域にお住まいの方が避難場所や避難所などにつきまして、わかりやすいように自治会・町会を単位として指定しております。このため、防災地図などには、自治会・町会別に避難先の情報を掲載しております。また、ホームページには、住所を入力することにより、周辺の防災情報を案内する仕組みがございます。しかしながら、避難所などに情報が限られ、システムの利便性を向上させることが必要と考えております。

避難場所などの防災情報を日ごろから確認していただくことは、防災対策上重要なこととございます。家族はもとより、近所にお住まいの方たちが地域の防災情報を共有し、お互いに助け合って避難行動を起こしていただくことは、避難行動要支援者対策などの課題を解決するための一助となるものと考えております。引き続き、地域力を活かした災害に強いまちづくりを進めてまいります。

次に、国道や都道における有事の際の歩行帰宅者の経路確保についてのご質問でございますが、区も、都市計画道路の整備や橋梁の耐震性の向上など、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めているところであります。歩行帰宅者の経路を確保することが大変重要です。区が実施している関係工事では、工事における作業範囲を極力最小限にとどめ、災害に備えた緊急連絡体制の確立と応急資機材の準備も行っております。そのうえで災害発

生時には、直ちに工事を中止し、道路が安全に通行できますように道路復旧作業を行うこととしております。

議員お話しの国や東京都が実施する工事箇所における同様の箇所の把握につきましては、これまでも相互に工事箇所の情報を共有しているところでございます。災害発生時という観点も加えて、なお一層の情報共有と現地の状況把握に努め、適切な情報提供により、歩行帰宅者が安全に通行できるよう、経路の確保を図ってまいります。

次に、LGBTに関する区民向けの周知、啓発を積極的に進めていくことの必要性についてのご質問ですが、LGBTに関する周知、啓発を進めていくことは、人権尊重社会の実現に向け重要です。区はこれまで、区民向けにLGBTを含めた人権啓発用冊子の配布男女共同参画のための情報誌でLGBTを特集するなど、周知、啓発に取り組んでまいりました。これらに加え、区内事業者の依頼により、LGBTを含む人権に関する理解のための講習会を実施しているところでございます。また、11月に発行します大田区報人権特集号では、区民の皆様の理解促進を目指し、LGBTをテーマとして取り上げる予定でございます。今後も一層の周知、啓発を図ってまいります。

次に、スマートワークの実績に対する評価に関するご質問ですが、区はスマートワーク宣言以降、区民サービスのさらなる向上と職員のワークライフバランスの実現を目指し、「意識改革」、「業務の効率化」、「事務事業の見直し」を着実に推進してまいりました。昨年度は、職層に応じたマネジメント研修やスマートワーク通信の発行など、職員の意識改革に重点的に取り組み、スマートワークの考え方が全庁的に浸透してきているものと評価をしております。また、業務の効率化や事務事業の見直しにも取り組み、本区における働き方改革は、確かな一歩を踏み出したと考えております。引き続き、職員一人ひとりの意識改革に加え、生産性向上に向けた取り組みを進め、より質の高い行政サービスの提供を目指してまいります。

次に、職員のメンタルヘルス対策に関するご質問ですが、迅速、的確に区民サービスを提供するためには、業務に携わる職員自身が心身ともに健康であることが不可欠です。区は、まず予防対策として、管理監督者を含む職員を対象に、みずからのストレス予防のための「セルフケア」と、周囲の職員の不調に気づくためのポイント等の研修を実施しております。また、早期の発見と対応策として、産業保健スタッフによる健康相談や産業医と管理監督者との面談を実施し助言・指導を行うほか、必要に応じて医療機関の案内をしております。そして、職場復帰の支援としては、産業医により復帰訓練プランを作成するとともに、復帰後の定期的なフォロー面接などを実施しています。精神的な不調は、一度発生すると改善までに長期化することや再発の可能性が高いことから、身体的な不調と同様、

早期発見、早期対応が求められます。今後も引き続きメンタルヘルス対策に取り組み、職員が健康で働きやすい職場環境整備に努めてまいります。

次に、スマートワークの課題と見通し及び企業に向けた取り組みに関するご質問ですが、本区のスマートワーク宣言は、区民サービスを向上することと、職員のワークライフバランスを確保することの双方を目指すものです。これを両立させるためには、高度な経営判断が求められてくるものと考えております。このように働き方改革を経営問題として捉えると、行政と民間企業のいずれにも共通する課題や解決策があるものと認識をしております。

区といたしましては、精神的な取り組みを行っている他の自治体や民間企業の方と意見交換を行うなど、区内での取り組み推進のほかに情報収集にも努め、本区の取り組みについてもご紹介させていただいております。少子高齢化が進行するとともに、個人のライフスタイルや価値観が多様化、複雑化する中、働き方改革は我が国全体の重要な課題です。引き続き、区内における取り組みの推進とあわせ、民間企業の皆様などとも連携しながら働き方改革を実現していきます。

次に、UDタクシー専用の乗り場に関するご質問ですが、区は大田区交通政策基本計画を平成30年3月に策定しました。その中で、UDタクシーの導入支援やUDタクシーを含むタクシー乗降場を整備することとしております。現在、議員お話しのとおり、東京オリンピック・パラリンピックに向けて都内のUDタクシーの台数は着実に増えており、タクシー業界でも今後は積極的にUDタクシーの導入をしていくとのことでございます。

このような状況の中、蒲田駅は大森駅をはじめとする区の主要な駅前広場等の整備に当たっては、全ての利用者が安全、安心、快適にタクシーを利用できる環境への対応を含め、限られた空間の中で交通結節点機能を高めていく必要があります。今後は、駅前広場が適切な利用環境となりますように、先進事例などを参考にするとともに、タクシー事業者などと連携しながら総合的な視点で検討をしてまいります。

次に、放課後ひろばの学童保育で提供しているおやつについてのご質問ですが、区では委託事業者に領収書を提出させて単価を確認しているほか、提供した内容について報告をさせ、おやつの質が維持されるよう配慮しております。また、衛生管理については、おやつの提供や行事としての調理を行う場合の注意点について指導を行っているほか、児童館の館長経験者による確認業務を、抜き打ちも含め年間600回以上実施しており、その中で食品の保管、提供についてもチェックを行い、必要に応じて改善指導を行っております。現在、これらの取り組みに加えて衛生管理についてのマニュアルの作成や担当者向けの研修などを検討しております。安全なおやつの提供に向けて、さらに厳格に対応するよう、



指導を徹底してまいりたいと思います。私からは以上でございます。

## ▶ 小黒教育長

不登校対策を含めたLGBTに関する取り組みについてのご質問でございます。

LGBTに限らず、人権が尊重され、相互に共存し、豊かな社会を実践するためには、人権尊重の精神を涵養することが不可欠でございます。文部科学省の調査によりますと、性同一性障害の児童・生徒の約6割は、他の児童・生徒や保護者にそのことを隠しているとのこと。このことから、本区では、日ごろから子どもたちの様子を注意深く見守るとともに、不登校の兆候がある場合など、個々の心情や事情に配慮しながら、各校の生活指導部などにサポートチームを設け、組織的な対応に努めております。

また、LGBTに関するこの1年間の取り組みにつきましては、7月に学術講演会や12月の人権教育研修会において、具体的な事例をもとに、教職員が対応の仕方などの理解を深めております。児童・生徒に対しましては、12月の人権週間に「人権に関する学習資料」を配布し、性同一性障害者について取り上げて、啓発に努めてまいりました。今後も、LGBTを含めた様々な人権にかかわる偏見や差別意識の解消を図り、全ての児童・生徒課、健やかな学校生活を送ることができるよう努めてまいります。